



別記第65号の11様式中

運転者住所 (□申請者 □障害者 に同じ。)		ふりがな	
		氏名	(□申請者 □障害者 に同じ。)
免許の種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> その他( )	交付年月日 年 月 日	有効期限 年 月 日
免許の条件	<input type="checkbox"/> 中型車(8t) <input type="checkbox"/> AT車限定(中型車・普通車) <input type="checkbox"/> その他( )		
障害者住所 (□申請者に同じ。)		ふりがな	
		氏名	(□申請者に同じ。)
		生年月日	年 月 日
手帳の番号(身障・療育・戦傷) 府・市 第 号	交付年月日 年 月 日	再交付年月日 年 月 日	次回判定年月(再認定年月日) 年 月 日

を

運転者住所 (□申請者 に同じ。)		ふりがな	
		氏名	(□申請者 に同じ。)
免許の種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 準中型 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> その他( )	交付年月日 年 月 日	有効期限 年 月 日
免許の条件	<input type="checkbox"/> 準中型車(5t) <input type="checkbox"/> 中型車(8t) <input type="checkbox"/> AT車限定(中型車・普通車) <input type="checkbox"/> その他( )		
障害者住所 (□申請者 □運転者 に同じ。)		ふりがな	
		氏名	(□申請者 □運転者 に同じ。)
		生年月日	年齢 年 月 日 歳
手帳の番号(身障・療育・戦傷) 府・市 第 号	交付年月日 年 月 日	再交付年月日 年 月 日	

に、

円	<input type="checkbox"/> 左に同じ。	円
千円×税率 %	<input type="checkbox"/> 3,000千円	
<input type="checkbox"/> エコカー減税	×税率 %	
<input type="checkbox"/> 改造費加算	<input type="checkbox"/>	
	×税率 %	

を

円	<input type="checkbox"/> 左に同じ。	円
千円×税率 %	<input type="checkbox"/> 3,000千円	
	×税率 %	

に、

<input type="checkbox"/> 通院(病院名)	)
<input type="checkbox"/> 通所(施設名)	)
<input type="checkbox"/> 通学・通園(学校名)	)
<input type="checkbox"/> 買物	)
<input type="checkbox"/> その他( )	)

を

<input type="checkbox"/> 通 院(病院名)	)
<input type="checkbox"/> 通 所(施設名)	)
<input type="checkbox"/> 入 所(施設名)	)
<input type="checkbox"/> 通学・通園(学校名)	)
<input type="checkbox"/> 買 物	)
<input type="checkbox"/> その他(	)

に、「運転免許証（原本）」を「運転免許証（原本）等」に、

運転者住所（ <input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 障害者 に同じ。）		ふりがな	
		氏名	（ <input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 障害者に同じ。）
免許の種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> その他( )	交付年月日 年 月 日	有効期限 年 月 日
免許の条件	<input type="checkbox"/> 中型車(8t) <input type="checkbox"/> AT車限定(中型車・普通車) <input type="checkbox"/> その他( )		
障害者住所（ <input type="checkbox"/> 申請者に同じ。）		ふりがな	
		氏名	（ <input type="checkbox"/> 申請者に同じ。）
		生年月日	年 月 日

を

運転者住所（ <input type="checkbox"/> 申請者 に同じ。）		ふりがな	
		氏名	（ <input type="checkbox"/> 申請者 に同じ。）
免許の種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 準中型 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> その他( )	交付年月日 年 月 日	有効期限 年 月 日
免許の条件	<input type="checkbox"/> 準中型車(5t) <input type="checkbox"/> 中型車(8t) <input type="checkbox"/> AT車限定(中型車・普通車) <input type="checkbox"/> その他( )		
障害者住所（ <input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 運転者 に同じ。）		ふりがな	
		氏名	（ <input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 運転者に同じ。）
		生年月日	年齢 年 月 日 歳

に、

免許の種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> その他( )	交付年月日 年 月 日	有効期限 年 月 日
免許の条件	<input type="checkbox"/> 中型車(8t) <input type="checkbox"/> AT車限定(中型車・普通車) <input type="checkbox"/> その他( )		
障害者住所 申請者に同じ。		氏名	申請者に同じ。
世帯構成： <input type="checkbox"/> 障害者単身 <input type="checkbox"/> 障害者のみで構成		生年月日	年 月 日
手帳の番号(身障・療育・戦傷) 府・市 第 号	交付年月日 年 月 日	再交付年月日 年 月 日	次回判定年月(再認定年月日) 年 月 日

を

免許の種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 準中型 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> その他( )	交付年月日 年 月 日	有効期限 年 月 日
免許の条件	<input type="checkbox"/> 準中型車(5t) <input type="checkbox"/> 中型車(8t) <input type="checkbox"/> AT車限定(中型車・普通車) <input type="checkbox"/> その他( )		
障害者住所	氏名	申請者に同じ。	
申請者に同じ。	生年月日 年 月 日	年齢 歳	
世帯構成： <input type="checkbox"/> 障害者単身 <input type="checkbox"/> 障害者のみで構成			
手帳の番号(身障・療育・戦傷) 府・市 第 号	交付年月日 年 月 日	再交付年月日 年 月 日	

に、「町村長」を「市町村長」に、

免許の種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> その他( )	交付年月日 年 月 日	有効期限 年 月 日
免許の条件	<input type="checkbox"/> 中型車(8t) <input type="checkbox"/> AT車限定(中型車・普通車) <input type="checkbox"/> その他( )		
障害者住所	氏名	申請者に同じ。	
申請者に同じ。	生年月日 年 月 日		
世帯構成： <input type="checkbox"/> 障害者単身 <input type="checkbox"/> 障害者のみで構成			
手帳番号 府・市 第 号	交付年月日 年 月 日	有効期限 年 月 日	

を

免許の種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 準中型 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> その他( )	交付年月日 年 月 日	有効期限 年 月 日
免許の条件	<input type="checkbox"/> 準中型車(5t) <input type="checkbox"/> 中型車(8t) <input type="checkbox"/> AT車限定(中型車・普通車) <input type="checkbox"/> その他( )		
障害者住所	氏名	申請者に同じ。	
申請者に同じ。	生年月日 年 月 日	年齢 歳	
世帯構成： <input type="checkbox"/> 障害者単身 <input type="checkbox"/> 障害者のみで構成			
手帳番号 府・市 第 号	交付年月日 年 月 日	有効期限 年 月 日	

に改め、「(京都市においては、保健所長)」を削る。

附 則

- この規則は、令和7年3月24日から施行する。
- この規則による改正前の京都府府税規則別記第65号の11様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後の京都府府税規則別記第65号の11様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

京都府規則第14号

京都府立勤労者福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則

京都府立勤労者福祉会館条例施行規則（昭和57年京都府規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表バスケットボール競技用具の項中「1,220」を「1,390」に改め、同表バレーボール用支柱の項及びテニス用支柱の項中「230」を「260」に改め、

同表バドミントン用支柱の項中「170」を「190」に改め、同表卓球台の項及びテニスラケットの項中「120」を「130」に改め、同表トランポリンの項中「470」を「530」に改め、同表スポーツテスト用測定機器の項中「230」を「260」に改め、同表体育館用放送装置の項中「1,220」を「1,390」に改め、同表体育館用マイクロホンの項中「350」を「390」に改め、同表体育館用ステージの項中「470」を「530」に改め、別表第1の2の表移動式バスケット台の項中「710」を「800」に改め、同表バスケット

トボール競技用具の項中「1,220」を「1,390」に改め、同表バレーボール用支柱の項及びテニス用支柱の項中「230」を「260」に改め、同表バドミントン用支柱の項中「170」を「190」に改め、同表卓球台の項及びテニスラケットの項中「120」を「130」に改め、同表トランポリンの項中「470」を「530」に改め、同表スポーツテスト用測定機器の項中「230」を「260」に改め、同表体育館用放送装置の項中「1,220」を「1,390」に改め、同表体育館用マイクロホンの項中「350」を「390」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

京都府規則第15号

京都府織物・機械金属振興センター機械器具貸付規則の一部を改正する規則

京都府織物・機械金属振興センター機械器具貸付規則（昭和39年京都府規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表コーンワインダーの項中「130」を「140」に改め、同表ローラーのりづけ機の項中「ローラーのりづけ機」を「ローラーのり付け機」に、「270」を「300」に改め、同表イタリー<sup>ねん</sup>撚糸機の項中「100」を「110」に改め、同表合<sup>ねん</sup>撚機の項中「160」を「180」に改め、同表整経機の項中「150」を「170」に改め、同表小幅力織機の項中「110」を「120」に改め、同表広幅力織機の項中「180」を「200」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の京都府織物・機械金属振興センター機械器具貸付規則別表の規定は、この規則の施行の日以後にされる申込みに係る貸付料について適用する。

京都府規則第16号

京都府中小企業技術センター機械器具貸付規則の一部を改正する規則

京都府中小企業技術センター機械器具貸付規則（昭和40年京都府規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表大型金属顕微鏡（倒立型）の項中「250円」を「280円」に改め、同表高温顕微鏡の項中「1,020円」を「1,160円」に改め、同表走査電子顕微鏡（MSM-30）の項中「2,440円」を「2,780円」に改め、同表走査電子顕微鏡の項中「3,360円」を「3,830円」に改め、同表低温顕微鏡の項中「300円」を「340円」に改め、同表万能測定顕微鏡の項中「2,140円」を「2,430円」に改め、同表投影

機の項及び分光光度計の項中「250円」を「280円」に改め、同表溶接曲げ試験機の項から衝撃試験機（シャルピー）の項までの規定中「100円」を「110円」に改め、同表万能材料試験機（REH10）の項中「400円」を「450円」に改め、同表万能材料試験機（REH100）の項中「510円」を「580円」に改め、同表万能材料試験機（インストロン）の項中「1,530円」を「1,740円」に改め、同表万能試験機（インストロン）の項中「1,930円」を「2,200円」に改め、同表万能鋳物砂強度試験機の項中「100円」を「110円」に改め、同表振動試験機の項中「450円」を「510円」に改め、同表X線回折装置の項中「3,970円」を「4,520円」に改め、同表工業用X線装置の項中「2,850円」を「3,240円」に改め、同表蛍光X線分析装置の項中「5,400円」を「6,150円」に改め、同表示差熱分析装置（低温型）の項中「910円」を「1,030円」に改め、同表示差熱分析装置の項中「560円」を「630円」に改め、同表活性汚泥連続処理試験装置の項中「250円」を「280円」に改め、同表炭素硫黄同時分析装置の項中「2,040円」を「2,320円」に改め、同表溶剤チェッカーの項中「200円」を「220円」に改め、同表全窒素全有機炭素測定装置の項中「710円」を「800円」に改め、同表パルス核磁気共鳴分析計の項中「910円」を「1,030円」に改め、同表X線光電子分析装置の項中「4,280円」を「4,870円」に改め、同表電子線マイクロアナライザの項中「又は」を「(カラーマッピングを除く。)又は」に、「5,200円」を「5,920円」に、「及び」を「(カラーマッピングを除く。)及び」に、「5,810円」を「6,620円」に、「6,520円」を「7,430円」に、「7,240円」を「8,250円」に改め、同表超音波探傷装置の項中「2,440円」を「2,780円」に改め、同表FMI測定システムの項中「1,630円」を「1,850円」に改め、同表X線応力解析装置の項中「1,530円」を「1,740円」に改め、同表窒素酸素水素分析装置の項中「2,340円」を「2,660円」に改め、同表イオンクロマトグラフの項中「1,320円」を「1,500円」に改め、同表液体クロマトグラフの項中「910円」を「1,030円」に改め、同表ガスクロマトグラフの項中「560円」を「630円」に改め、同表フローインジェクション分析装置の項中「350円」を「390円」に改め、同表熱膨張記録計の項中「910円」を「1,030円」に改め、同表薄膜X線回折装置の項中「100円」を「110円」に改め、同表冷熱衝撃試験機の項中「810円」を「920円」に改め、同表電解分析装置の項中「100円」を「110円」に改め、同表高圧雑音許容度試験機の項中「860円」を「980円」に改め、同表万能測長機の項中「300円」を「340円」に改め、同表指示騒音計の項及び微小硬度計（マイクロビッカース硬さ試験機）の項中「100円」を「110円」に改め、同表表面粗さ測定装置の項中「1,120円」を「1,270円」に改め、同表測色色差計の項中「300円」を「340円」に改め、同表ポテンショスタットの項及び小型超低温恒温槽の項中「250円」を「280円」に改め、同表粒度分布測定機の項及びシンクロスコープの項中「200円」を「220円」に改め、同表シンクロスコープ（ストレージスコープ）の項中「300円」を「340円」に改め、同表ベクトルインピーダンスメーターの項中「100円」を「110円」に

改め、同表TOD自動測定機の項中「860円」を「980円」に改め、同表誘電体損測定装置の項中「400円」を「450円」に改め、同表BOD自動測定機の項中「350円」を「390円」に改め、同表デジタルマルチ接触型温度計の項中「100円」を「110円」に改め、同表テクスチュロメーターの項中「560円」を「630円」に改め、同表鋳物ガス圧計の項中「150円」を「170円」に改め、同表鋳物ガス圧計4ペンレコーダーの項中「100円」を「110円」に改め、同表デジタルロックウェル硬度計の項中「200円」を「220円」に改め、同表精密熱流計の項及びジルコニア式酸素濃度計の項中「150円」を「170円」に改め、同表レオメーターの項中「250円」を「280円」に改め、同表三次元測定機の項中「3,260円」を「3,710円」に改め、同表静電気測定機の項中「100円」を「110円」に改め、同表赤外線熱画像装置の項中「1,830円」を「2,080円」に改め、同表レーザー測定システムの項中「1,930円」を「2,200円」に改め、同表ノイズ試験機の項及び瞬時電圧変動許容度試験機の項中「150円」を「170円」に改め、同表全自動真円度真直度測定機の項中「3,360円」を「3,830円」に改め、同表インピーダンスメーターの項中「560円」を「630円」に改め、同表抵抗率測定器の項中「510円」を「580円」に改め、同表自動ボンベ熱量計の項中「300円」を「340円」に改め、同表プラズママッシャーの項中「610円」を「690円」に改め、同表温湿度サイクル試験装置の項及び周波数変換機の項中「710円」を「800円」に改め、同表卓上型電子恒温槽の項中「100円」を「110円」に改め、同表真空蒸着装置の項中「660円」を「750円」に改め、同表無酸素化雰囲気恒温槽の項中「150円」を「170円」に改め、同表凍結乾燥機の項中「200円」を「220円」に改め、同表マイクロマンピレータの項中「760円」を「860円」に改め、同表電気細胞融合装置の項中「400円」を「450円」に改め、同表噴霧乾燥機の項中「250円」を「280円」に改め、同表嫌気性培養装置の項中「200円」を「220円」に改め、同表めつき用電源の項中「300円」を「340円」に改め、同表ガラスビード機の項中「350円」を「390円」に改め、同表プラスチックオープナの項及びレーザーカッターの項中「150円」を「170円」に改め、同表ろくろ（木工）の項中「100円」を「110円」に改め、同表エレマ電気炉の項中「350円」を「390円」に改め、同表万能工具研削盤の項中「710円」を「800円」に改め、同表治具中ぐり盤の項中「1,730円」を「1,970円」に改め、同表真空熱処理炉の項中「1,930円」を「2,200円」に改め、同表ビッカース硬度計用高温炉装置の項中「100円」を「110円」に改め、同表メタルクラフトガンの項中「710円」を「800円」に改め、同表サンドブラスターの項中「150円」を「170円」に改め、同表高周波真空吸引加圧鋳造機の項中「560円」を「630円」に改め、同表NCルータの項中「1,930円」を「2,200円」に改め、同表CAD/CAM/CAEシステムの項中「2,550円」を「2,900円」に、「1,530円」を「1,740円」に、「2,950円」を「3,360円」に改め、同表コンピュータグラフィックスシステムの項中「4,990円」を「5,680円」に、「7,030円」を「8,010円」に改め、同表ハイスピードビデオカメラの項中「1,630

円」を「1,850円」に改め、同表アイマークレコーダーの項中「760円」を「860円」に改め、同表タイムラプスビデオ装置の項中「150円」を「170円」に改め、同表マシニングセンタの項中「2,650円」を「3,020円」に改め、同表表面物性試験装置の項中「350円」を「390円」に改め、同表蛍光X線膜厚計の項中「760円」を「860円」に改め、同表薄膜用微小硬度計の項中「560円」を「630円」に改め、同表フーリエ変換赤外分光光度計の項中「1,320円」を「1,500円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の京都府中小企業技術センター機械器具貸付規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の申込みに係る貸付料について適用する。

京都府規則第17号

京都府立けいはんなホール条例施行規則の一部を改正する規則

京都府立けいはんなホール条例施行規則（平成20年京都府規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1音響設備の項中「32,130」を「36,620」に、「21,420」を「24,410」に、「16,060」を「18,300」に、「12,850」を「14,640」に、「8,560」を「9,750」に、「1,070」を「1,210」に、「2,140」を「2,430」に、「530」を「600」に、「3,210」を「3,650」に、「6,420」を「7,310」に、「1,600」を「1,820」に改め、同表照明設備の項中「32,130」を「36,620」に、「10,710」を「12,200」に、「950」を「1,080」に、「740」を「840」に、「530」を「600」に、「1,070」を「1,210」に、「8,560」を「9,750」に改め、同表楽器の項中「16,060」を「18,300」に、「10,710」を「12,200」に改め、同表映像設備の項中「3,210」を「3,650」に、「2,800」を「3,190」に、「1,680」を「1,910」に、「5,350」を「6,090」に、「12,850」を「14,640」に、「4,280」を「4,870」に、「530」を「600」に、「10,710」を「12,200」に、「8,560」を「9,750」に改め、同表テーブルの項中「740」を「840」に、「420」を「470」に、「310」を「350」に、「530」を「600」に、「850」を「960」に、「210」を「230」に、「1,070」を「1,210」に改め、同表ステージの項中「3,210」を「3,650」に、「530」を「600」に改め、同表椅子の項中「210」を「230」に、「420」を「470」に、「310」を「350」に、「850」を「960」に、「530」を「600」に改め、同表白板の項中「1,070」を「1,210」に、「310」を「350」に改め、同表掲示板の項中「310」を「350」に、「210」を「230」に、「530」を「600」に、「3,210」を「3,650」に改め、同表演台の項中「1,600」を「1,820」に、「1,070」を「1,210」に改め、同表その他備品の項中「2,140」を「2,430」に、「1,600」を「1,820」

に、「1,070」を「1,210」に、「210」を  
230」に、「310」を「350」に、「6個スイッチ  
 付」を「スイッチ6個付き」に、「100」を「110」に、「5,350」  
 を「6,090」に、「4,280」を「4,870」に、「3,210」を「3,650」  
 に、「530」を「600」に、「7,490」を「8,530」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

京都府規則第18号

家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例施行  
 規則の一部を改正する規則

家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例施行規則

(昭和36年京都府規則第35号)の一部を次のように改正  
 する。  
 第1条中「各号に定める」を削り、同条第1号ア及び  
 オからキまでの規定中「200円」を「210円」に改め、同  
 条第2号ア中「1,220円」を「1,280円」に改め、同号イ  
 中「300円」を「310円」に改める。  
 第2条第1号イ中「第20条」の右に「(これらの規定  
 を同法第62条第1項において準用する場合を含む。)」を  
 加える。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の家畜保健衛生所使用料およ  
 び手数料徴収条例施行規則第1条の規定は、この規則  
 の施行の日以後に実施される検査等に係る使用料及び  
 手数料について適用し、同日前に実施された検査等に  
 係る使用料及び手数料については、なお従前の例によ  
 る。

京都府規則第19号

京都府警察手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

京都府警察手数料徴収条例施行規則(平成12年京都府規則第5号)の一部を次のように改正する。

附則第1項の見出し、附則第2項の見出し並びに附則第3項及び第4項を削る。

別表第1の38の2の項中「道路交通法」の右に「(昭和35年法律第105号)」を加え、同表の39の項中「第89条第1項」  
 を「(以下この項において「法」という。)第89条第1項」に改め、同項の(1)のイ中「同法」を「法」に、「1,550円」を  
 「1,650円」に改め、同項の(1)のイ中「同項第3号」を「法第97条の2第1項第3号」に、「1,900円」を「1,950円」に、「運  
 転免許証」を「免許証等(運転免許証(以下この表において「免許証」という。))又は法第95条の2第2項第1号に規  
 定する免許情報記録(以下この表において同じ。))をいう。以下この表において同じ。)」に、「この項」を「この表」に、  
 「800円」を「750円」に改め、同項の(1)のウ中「4,100円(同法)」を「3,900円(法)」に改め、「試験」の右に「(以下こ  
 の表において「技能試験」という。))」を加え、「6,600円」を「6,900円」に改め、同項の(2)のイ中「同法」を「法」に、  
 「1,750円」を「1,900円」に改め、同項の(2)のイ中「同項第3号」を「法第97条の2第1項第3号」に、「1,900円」を  
 「1,950円」に、「800円」を「750円」に改め、同項の(2)のウ中「2,550円(同法第97条第1項第2号に掲げる事項につ  
 いて行う試験)」を「2,500円(技能試験)」に、「3,350円」を「3,300円」に改め、同項の(3)のイ中「同法」を「法」に、  
 「1,750円」を「1,850円」に改め、同項の(3)のイ中「同項第3号」を「法第97条の2第1項第3号」に、「1,900円」を  
 「1,950円」に、「800円」を「750円」に改め、同項の(3)のウ中「2,600円(同法第97条第1項第2号に掲げる事項につ  
 いて行う試験)」を「2,800円(技能試験)」に、「4,050円」を「4,550円」に改め、同項の(4)のイ中「同法」を「法」に、  
 「1,900円」を「1,950円」に、「800円」を「750円」に改め、同項の(4)のイ中「1,500円」を「1,600円」に改め、同項  
 の(5)のイ中「同項第2号」を「法第97条の2第1項第2号」に、「1,700円」を「1,800円」に改め、同項の(5)のイ中「同  
 項第3号」を「法第97条の2第1項第3号」に、「1,900円」を「1,950円」に、「800円」を「750円」に改め、同項の(5)  
 のウ中「4,800円(同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験)」を「4,500円(技能試験)」に、「7,650円」  
 を「7,450円」に改め、同項の(6)のイ中「同法」を「法」に、「1,700円」を「1,800円」に改め、同項の(6)のイ中「同項  
 第4号」を「法第97条の2第1項第4号」に、「1,550円」を「1,650円」に改め、同項の(6)のウ中「2,900円(同法第97  
 条第1項第2号に掲げる事項について行う試験)」を「2,950円(技能試験)」に、「4,350円」を「4,700円」に改め、同表  
 の39の2の項の(1)中「3,900円」を「3,950円」に、「6,400円」を「6,950円」に改め、同項の(2)中「3,750円」を「3,850  
 円」に、「4,550円」を「4,650円」に改め、同表の40の項中「1,400円」を「1,350円」に、「2,850円」を「3,100円」に  
 改め、同表の41の項中「規定による運転免許証」を「規定による免許証」に改め、同項の(1)中「に係る運転免許証」を  
 「に係る免許証」に改め、同項の(1)のイ中「運転免許証」を「免許証」に、「、同法」を「、道路交通法」に、「もの」  
 を「もの(以下この表において「特定試験免除者」という。))」に、「1,700円(同法第92条第1項後段の規定により、一  
 の種類の免許に係る運転免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る運転免許証の交付に代え  
 る場合)」を「2,100円(日と同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち2以上の種類の免許を受ける者(以

下この表において「複数免許取得者」という。)に対する交付」に、「1,700円に当該他の種類の免許に係る事項を記載する」を「1,900円に、与える免許1種類」に改め、同項の(1)のイ中「2,050円(同項後段の規定により、一の種類の免許に係る運転免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る運転免許証の交付に代える場合)」を「2,350円(複数免許取得者に対する交付)に、「2,050円に当該他の種類の免許に係る事項を記載する」を「2,150円に、与える免許1種類」に改め、同項の(2)中「運転免許証」を「免許証」に、「1,150円」を「1,100円」に改め、同項中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 道路交通法第95条の2第11項の規定による交付を受ける場合	1件につき 2,550円
-----------------------------------	--------------

別表第1の42の項中「運転免許証の」を「免許証の」に、「運転免許証再交付手数料」を「免許証再交付手数料」に改め、同項の(1)中「運転免許証」を「免許証」に、「2,250円」を「2,600円」に改め、同項の(2)中「運転免許証」を「免許証」に、「1,150円」を「1,050円」に改め、同表の42の3の項中「3,550円」を「3,650円」に改め、同表中同項を42の4の項とし、42の2の項を42の3の項とし、42の項の次に次のように加える。

42の2 道路交通法(以下この項において「法」という。)第95条の2第3項の規定による特定免許情報の記録	特定免許情報記録手数料	
(1) 法第95条の2第6項の規定による申出をする場合		
ア 特定試験免除者に係る記録の場合		1件につき 1,350円(複数免許取得者に係る記録にあっては、1,150円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額)
イ その他の場合		1件につき 1,550円(複数免許取得者に係る記録にあっては、1,350円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額)
(2) 法第101条の4の2第2項の規定による申出(以下この表において「更新時不交付申出」という。)をする場合		1件につき 800円
(3) 法第95条の2第6項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれもしない場合		1件につき 1,500円(法第92条第1項、第95条の2第11項若しくは第101条の4の2第1項の規定による免許証(仮運転免許に係るものを除く。)の交付又は法第94条第2項の規定による免許証(仮運転免許に係るものを除く。)の再交付と同時に記録を受ける場合にあっては、100円)
(4) 法第95条の3の規定により読み替えて適用する法第92条第2項の規定又は法第106条の4第2項の規定による免許情報記録の書換え		
ア 免許証(仮運転免許に係るものを除く。)及び法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者(以下この表において「免許証・免許情報記録個人番号カード保有者」という。)に係る書換え		1件につき 100円
イ その他の者に係る書換え		1件につき 1,550円(複数免許取得者(免許証・免許情報記録個人番号カード保有者を除く。)に係る書換えにあっては、1,350円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額)

別表第1の44の項中「審査(以下)の右に「この表において」を加え、同項の(1)中「23,400円」を「23,750円」に改め、同項の(1)のイ中「4,000円」を「3,800円」に改め、同項の(1)のイ中「6,700円」を「6,350円」に改め、同項の(1)のうち「同法」を「道路交通法」に改め、同項の(1)のオ中「2,350円」を「2,600円」に改め、同項の(2)中「19,500円」を「19,800円」に、同項の(2)のイ中「3,550円」を「3,650円」に改め、同項の(2)のイ中「6,100円」を「6,250円」に改め、同項の(2)のオ中「1,900円」を「1,850円」に改め、同項の(2)のカ中「2,050円」を「2,000円」に改め、同項の(3)中「14,700円」を「14,450円」に改め、同項の(3)のイ中「1,250円」を「1,200円」に改め、同項の(3)のイ中「2,100円」を「1,900円」に改め、同項の(3)のオ中「2,650円」を「2,550円」に改め、同項の(3)のカ中「2,550円」を「2,400円」に改め、同項の(4)中「21,500円」を「22,200円」に改め、同項の(4)のイ中「4,250円」を「4,450円」に改め、同項の(4)のイ中「7,400



ては、200円)」を加え、同項の(10)のウを次のように改める。

ウ 違反運転者等に対する講習 (ア) 法第95条の6第1項の表の備考1のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条第11項第1号ただし書に規定する申出をした者をいう。以下この表において同じ。）でない者に対する講習 (イ) 法第95条の6第1項の表の備考1のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者である者に対する講習	1件につき 1,400円  1件につき 800円（オンライン講習にあっては、200円）
--	---

別表第1の50の項の(11)のア中「この項」を「この表」に、「6,450円」を「6,600円」に改め、同項の(11)のイ中「2,900円」を「2,950円」に改め、同項の(12)を次のように改める。

(12) 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習 ア 自動車等（これに準じるものとして道路交通法施行規則第33条第5項第1号ホに規定する運転シミュレーターを含む。）を使用する指導（以下この表において「実車等指導」という。）を含む講習 イ 実車等指導を含まない講習	1件につき 12,900円  1件につき 9,350円
---	-----------------------------------

別表第1の50の項の(13)中「2,250円」を「2,600円」に改め、同項の(14)中「又は第16号」を削り、「2,000円」を「2,100円」に改め、同項に次のように加える。

(15) 法第108条の2第1項第16号に掲げる講習	1時間につき 2,050円
----------------------------	---------------

別表第1の51の項の(1)中「2,150円」を「2,300円」に改め、同項の(2)中「2,050円」を「2,150円」に改め、同項の(3)中「2,700円」を「2,850円」に改め、同項の(4)中「2,550円」を「2,700円」に改め、同項の(5)中「2,450円」を「2,550円」に改め、同表の52の項中「900円」を「1,000円」に改め、同表の備考の8中「2,350円」を「2,950円」に、「1,100円」を「1,350円」に改め、同表の備考の9中「500円」を「550円」に、「300円」を「350円」に改め、同表の備考の11中「2,400円」を「3,000円」に、「900円」を「950円」に、「1,100円」を「1,350円」に改め、同表の備考の12中「150円を、」を「200円を、」に、「及び」を「については150円を、」に、「150円を減じた」を「50円を減じた」に改め、同表の備考の13中「2,850円」を「2,950円」に改める。

別表第2の1の項中「2,040円」を「2,400円」に改め、同表の2の項中「510円」を「580円」に改め、同表の2の2の項の(1)中「1,200円」を「1,150円」に改め、同項の(2)中「1,450円」を「1,400円」に改め、同表の2の3の項中「第104条の4第6項」を「第105条の2第2項」に、「1,120円」を「1,150円」に改め、同項の次に次のように加える。

2の4 道路交通法第105条の2第3項の規定による運転経歴情報の記録	運転経歴情報記録手数料	1件につき 900円 (運転経歴証明書の交付又は再交付と同時に記録を受ける場合にあっては、100円)
------------------------------------	-------------	---

別表第2の3の項中「1,370円」を「1,400円」に改め、同表の4の項から6の項までを削り、同表中7の項を4の項とし、8の項を5の項とする。

別表第3中「、2の項及び4の項から6の項まで」を「及び2の項並びに条例別表第2の2の項」に改める。

#### 附 則

- この規則は、令和7年3月24日から施行する。ただし、附則第1項及び第2項の改正規定、附則第3項及び第4項を削る改正規定並びに別表第2の1の項、2の項及び4の項から6の項までの改正規定は、同年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の京都府警察手数料徴収条例施行規則別表第1及び別表第2の規定は、この規則（前項ただし書に規定する規定にあっては、当該規定）の施行の日以後にされる申請等に係る手数料について適用し、同日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

教 育 委 員 会

京都府立郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

京都府教育委員会  
教育長 前 川 明 範

京都府教育委員会規則第1号

京都府立郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則

京都府立郷土資料館条例施行規則（昭和57年京都府教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（展示室観覧料の徴収方法）

第4条 展示室観覧料の徴収は、現金その他館長が認める他の支払手段の使用と引換えに次に掲げる事項（以下「表示事項」という。）を記載した入場券を交付し、又は表示事項を記録した電磁的記録（以下「電子入場券」という。）を提供することによつて行う。ただし、館長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 郷土資料館の名称
- (2) 入場券又は電子入場券（以下「入場券等」という。）の種類
- (3) 電子入場券にあつては、有効期間
- (4) 年間パスポートにあつては、利用者の氏名及び有効期間
- (5) 展示室観覧料の金額

2 利用者（前項ただし書の場合の利用者を除く。）は、入場の際係員に入場券を引き渡し、又は電子入場券を館長が認める方法により使用しなければ入場することができない。

3 入場券等（年間パスポートに係るものを除く。以下この条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを無効とする。

- (1) 表示事項が不明となつた入場券等を使用して郷土資料館を利用した場合
- (2) 表示事項又は表示事項に係る電磁的記録を抹消し、又は改変した入場券等を使用して郷土資料館を利用した場合
- (3) 65歳未満の者が65歳以上の者に係る入場券等を使用して郷土資料館を利用した場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、不正な手段により入場券等を使用して郷土資料館を利用した場合

4 前項の場合において、入場券（年間パスポートに係るものを除く。）を無効としたときは、これを回収する。

5 入場券等は、再発行しない。ただし、電子入場券については、館長が特に認めるときは、この限りでない。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (3) 次に掲げる場合 アの保護者又はイの祖父母のうち1人又は2人に係る使用料の10分の10

ア 父母その他の保護者であつて府内に住所を有するものがその監護する小学生等（学校教育法第1条に規定する小学校（同条に規定する義務教育学校の前期課程又は同条に規定する特別支援学校の小学部を含む。）の児童若しくはこれに準じる学校の児童又はこれらの児童以外の者で満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。イにおいて同じ。）とともに観覧をする場合

イ その他小学生等（府内に住所を有する者に限る。）の祖父母であつて府内に住所を有するものが当該小学生等とともに観覧をする場合

第6条第4号を削り、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条を第7条とする。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（年間パスポートの使用方法）

第5条 年間パスポートを使用して郷土資料館を利用する者は、館長が定める使用方法に従つて、これを使用しなければならない。

2 入場券等（年間パスポートに係るものに限る。以下この条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを無効とする。ただし、利用者に故意又は重大な過失がなく、かつ、そのことを証明することができる場

合は、この限りでない。

- (1) 表示事項が不明となつた入場券等を使用して郷土資料館を利用した場合
- (2) 表示事項又は表示事項に係る電磁的記録を抹消し、又は改変した入場券等を使用して郷土資料館を利用した場合
- (3) 65歳未満の者が65歳以上の者に係る入場券等を使用して郷土資料館を利用した場合
- (4) 入場券等に利用者として記載され、又は記録された者以外の者が当該入場券等を使用して郷土資料館を利用した場合
- (5) 入場券等の有効期間が満了した後に当該入場券等を使用して郷土資料館を利用した場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、不正な手段により入場券等を使用して郷土資料館を利用した場合

3 前項の場合において、入場券（年間パスポートに係るものに限る。）を無効としたときは、これを回収する。

4 入場券等は、再発行しない。ただし、館長が特に認めるときは、この限りでない。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第3条関係）

区 分		普 通 展 示				特 別 展 示	
		展示室入場券		年間パスポート	展示室入場券		
		個 人	団 体 (20人以上の 団体に限る。)		個 人	団 体 (20人以上の 団体に限る。)	
京都府立 山城郷土 資料館	一	65歳未満 の者	1人1回につき 220円	1人1回につき 170円	—	1人1回につき 280円	1人1回につき 220円
	般	65歳以上 の者	1人1回につき 110円	1人1回につき 80円	1人1年につき 440円	1人1回につき 140円	1人1回につき 110円
		児童生徒	1人1回につき 50円	1人1回につき 40円	—	1人1回につき 70円	1人1回につき 50円
京都府立 丹後郷土 資料館	一	65歳未満 の者	1人1回につき 220円	1人1回につき 170円	—	1人1回につき 280円	1人1回につき 220円
	般	65歳以上 の者	1人1回につき 110円	1人1回につき 80円	1人1年につき 440円	1人1回につき 140円	1人1回につき 110円
		児童生徒	1人1回につき 50円	1人1回につき 40円	—	1人1回につき 70円	1人1回につき 50円

別表の備考の1中「この表」の右に「(備考を含む。)」を加え、同表の備考の2中「[児童生徒]」を「児童生徒」に改め、同表の備考に次のように加える。

- 4 年間パスポート（有効期限内のものに限る。）の発行を受けている者が、その発行を受けた資料館が主催する特別展示を観覧する場合における当該特別展示に係る展示室観覧料の額は、この表の規定にかかわらず、1人1回につき30円とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。